



職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月12日
長野県人事委員会

《今回の報告のポイント》

○月例給の改定なし

- ・民間給与とほぼ均衡しているため、改定なし（較差0.02%）
＜月例給の改定を行わないのは、平成25年以来7年ぶり＞

1 職員給与と民間給与との比較

企業規模・事業所規模50人以上の県内184民間事業所を抽出し、従業員6,504人の給与月額等を調査（完了率83.2%）

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 A	職員の給与 B	較 差 C=A-B (C/B×100)
378,635 円	378,561 円	74 円 (0.02%)

2 給与改定の内容

民間給与とほぼ均衡していることから、月例給の改定を行わない。

《参考》ボーナスの改定（令和2年10月27日勧告）

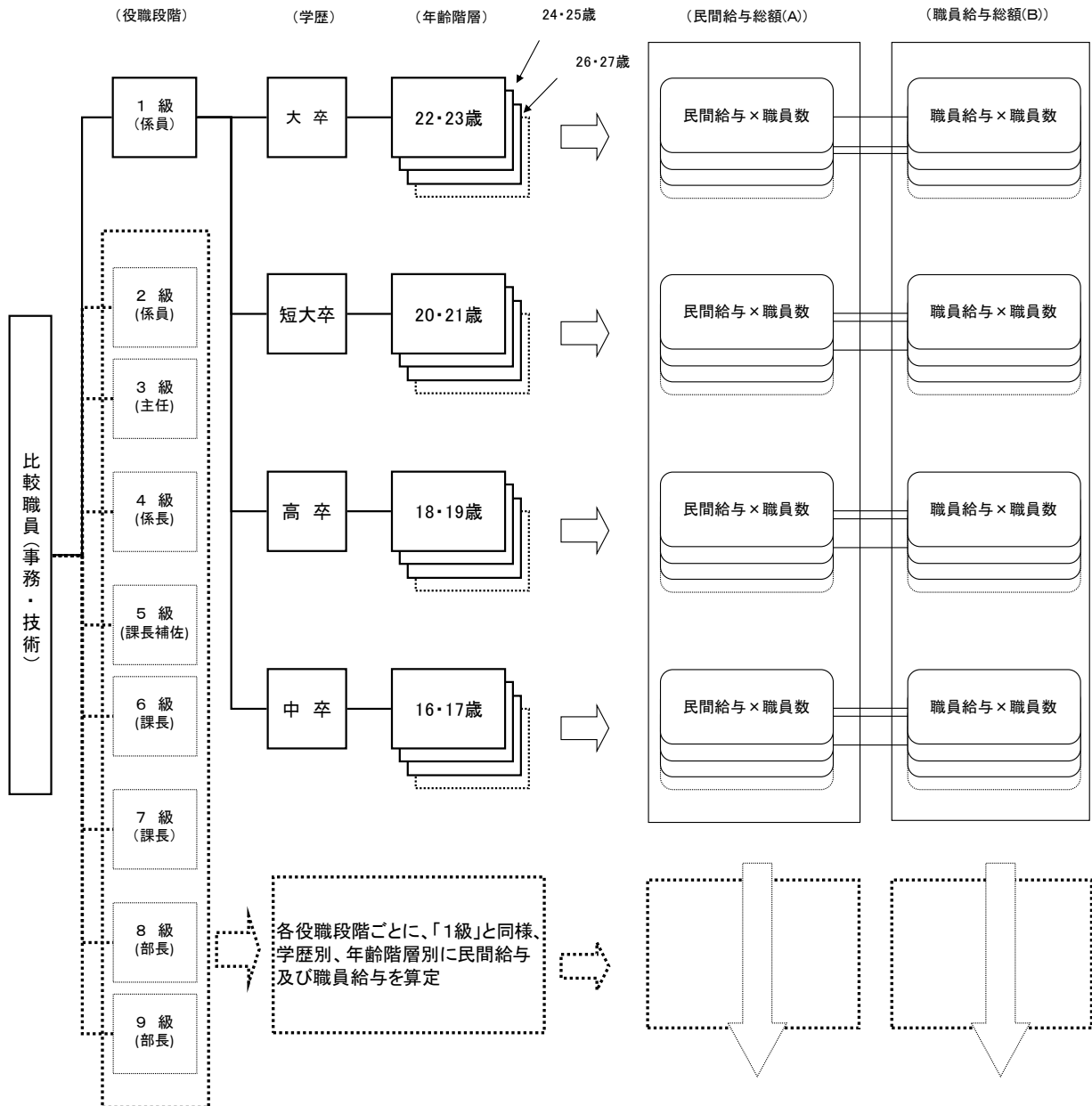
民間の支給割合（4.38月）との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.40月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(参 考)

1 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の職員（比較職員）に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



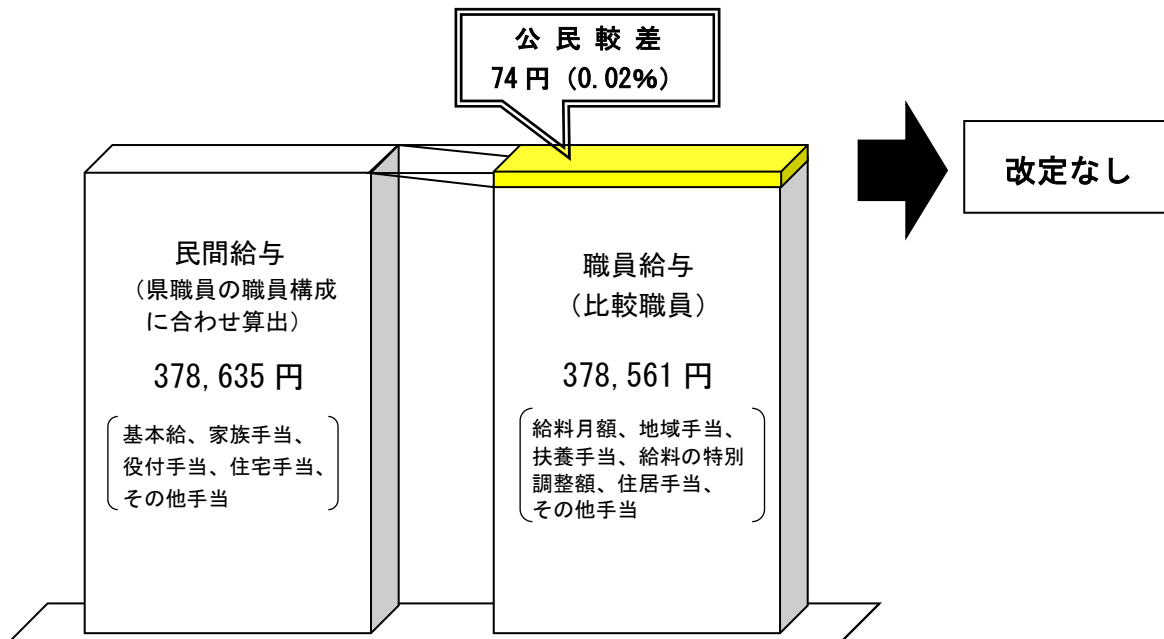
本年の較差 74 円 (0.02 %) (算定方法) (a)-(b)

民間給与総額
÷ 職員総数
= 378,635円(a)

職員給与総額
÷ 職員総数
= 378,561円(b)

2 民間給与との較差

民間給与と職員給与がほぼ均衡していることから、月例給の改定なし



3 県職員の年間給与額

(1) 比較職員平均

(単位：円)

	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の 差額
		月額	年間給与	月額	年間給与	
比較職員 平均	45.1歳	378,561	6,275,000	378,561	6,255,000	△20,000

(注) 「比較職員」 行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員（新規採用者等を除く。）
計5,289人

(2) モデル給与例

(単位：円)

役職	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の 差額
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	208,891	3,487,000	208,891	3,477,000	△10,000
主任	35歳	296,557	4,995,000	296,557	4,980,000	△15,000
係長	45歳	382,595	6,515,000	382,595	6,494,000	△21,000
課長	55歳	489,888	8,086,000	489,888	8,062,000	△24,000
部長	57歳	586,097	10,068,000	586,097	10,035,000	△33,000

(注) 1 行政職給料表適用職員について、設定年齢でモデルとした役職に任用されている職員の支給例を掲げたもの
2 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料、地域手当、給料の特別調整額等を基礎に算出

4 最近の給与勧告の実施状況

	月例給	特別給		給与勧告による 年間給与額の増減	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	額	率
平成 20 年	勧告なし (注 1)	4. 50 月	—	—	—
平成 21 年	△0. 19%	3. 80 月	△0. 70 月	△30. 4 万円	△4. 5%
平成 22 年	△0. 16%	3. 80 月	—	△1. 0 万円	△0. 2%
平成 23 年	勧告なし (注 2)	3. 95 月	0. 15 月	6. 1 万円	1. 0%
平成 24 年	勧告なし (注 3)	3. 95 月	—	—	—
平成 25 年	勧告なし (注 4)	3. 95 月	—	—	—
平成 26 年	0. 25%	4. 10 月	0. 15 月	7. 4 万円	1. 2%
平成 27 年	0. 50%	4. 20 月	0. 10 月	7. 1 万円	1. 1%
平成 28 年	0. 28%	4. 30 月	0. 10 月	5. 6 万円	0. 9%
平成 29 年	0. 12%	4. 40 月	0. 10 月	4. 7 万円	0. 7%
平成 30 年	0. 15%	4. 45 月	0. 05 月	2. 8 万円	0. 4%
令和元年	0. 08%	4. 45 月	—	0. 5 万円	0. 1%
令和 2 年	勧告なし (注 5)	4. 40 月	△0. 05 月	△2. 0 万円	△0. 3%

(注) 1 平成 20 年の給与較差は△0. 07%

2 平成 23 年の給与較差は 0. 07%

3 平成 24 年の給与較差は 0. 00%

4 平成 25 年の給与較差は 0. 00%

5 令和 2 年の給与較差は 0. 02%